

確立スルコトニ決セリ而シテ昨年ノ全國
大會ニ於テ主張中ヨリ普選ヲ削除シ
タル關係上緒論ニ記述セルカ如キ聲
明書ヲ作製發表セリ

2 日本労働総同盟對議會委員會

十一月十七日第一回委員會開催、協議事
項大体左ノ如クニシテ異論百出決定ヲ見
ルニ至ラズ

(1) 行使方法ニ就テ

選挙権行使ヲ最モ有効ナラシムルニハ労働
黨ヲ組織スル要アリトノ説多數労働
黨ト労働組合トヲ混合スルハ不可ナ
リトノ説アリ

(2) 農民組合、水平社トノ聯絡ニ就テ

労働黨組織ハ單ニ労働組合ノミニテハ
大ナル勢力ヲ成ス能ハサルヲ以テ等シク